

令和2年度 保険医療機関の指導について

区 分	保険医療機関 集団指導 (前期)	保険医療機関 集団指導 (後期)	新規保険医 集団指導	集団的個別指導	個別指導	新規個別指導
実施時期	7月 資料配布で済ませる。講習会は行わない。 水曜日及び木曜日の連続する2日間	9月	9月 未定	10月 中止 水曜日及び木曜日の連続する2日間	(予定) 診療所: 8/27～…個別指導(再指導)を1件実施 9/3…個別指導(再指導)を1件実施 9/10～…新規個別指導を2件実施 9/24…新規個別指導1件、個別指導1件 病院: 来年度に延期	
実施数	未定 (令和元年8月から 令和2年3月までの 指定分)	未定 (令和2年4月から 令和2年7月までの 指定分)	未定 (令和元年8月から 令和2年7月までの 登録分)	23件		
実施会場	富山県総合情報 センター	富山県総合情報 センター	富山県総合情報 センター	富山県総合情報 センター	富山県総合情報センター 高岡テクノドーム 新川文化ホール	富山県総合情報センター 高岡テクノドーム 新川文化ホール
実施方法	講習会方式			講習会方式	面接懇談方式	
所要時間	2時間(予定)			2時間(予定)	診療所: 2時間 病院: 3時間	診療所: 1時間 病院: 2時間
立会い依頼	なし			学識経験者1名以上		
立会い日数	0日			2日	延べ22日(予定)	

※ 新型コロナウイルス感染症対策関連により再検討が必要(2か月前に調整)

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う
指導・監査等の取扱いについて

令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国解除されたところですが、依然、収束したとは言えない状況であることから、令和2年度の指導監査等につきましては、下記によることとしましたので 適切に対応していただくようお願いします。

記

- 1 実施に当たり、関係団体と調整し、合意を得ること。
- 2 原則として次のとおり取り扱うこと。
なお、実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、職員の健康管理を徹底すること。
また、必要に応じて指導時間の短縮等を考慮すること。
 - (1) 指定時、更新時及び保険医等集団指導
実施するが、資料を配付した場合も 実施したものとみなす。
 - (2) 集団的個別指導
中止する。
 - (3) 個別指導
実施する。
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
 - (4) 監査
実施する。
ただし、病院に対しては緊急を要する場合のみとし、実施する場合も病院外で行う。
 - (5) 適時調査
中止する。
ただし、緊急を要する場合は、病院外で実施する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況 から 今年度の計画未達成が見込まれるが、やむを得ない。実施に当たっては指導の優先度を考慮すること。